

広 報 い ず み ざ き

【毎月 15日発行】

| 村 民 の 動 き | | |
|-----------|-------|-------|
| 本 月 | 前 月 | |
| 世 帯 数 | 1,053 | 1,066 |
| 男 子 | 2,866 | 2,795 |
| 女 子 | 2,903 | 2,916 |
| 人 口 | 5,769 | 5,711 |

編 集 者 柴 田 一 雄
 総 務 課 長 泉 崎 村 役 場
 発 行 所 泉 崎 村 役 場
 印 刷 所 ワ タ ベ 印 刷 所

村立幼稚園開園

村立幼稚園開園については、学校建築、その他の事情により遅れており皆様にご迷惑をおかけいたしました。昭和四十三年度から第一小学校、第二小学校内に

昭和43年度予算

一億一千七百万円

昭和四十三年度の予算編成にあつては、経済の見通し、国および県の予算編成の基調を考慮し、年間を通ずる適確な見通しの上から立つてこれを行う必要があるが、とくに本年度は財政の硬直化によつて地方交付税の伸びがないことと、村税の伸び悩み等もある反面に本年度公共事業に対する一般財源の負担の増加も当然予想されるので物件費、補助費など節減により、この際自からの財政構造に検討を加え、次表の如き編成となつた。

主なる建設事業として泉崎巡査駐在所建設二二二千円、農業構造改善事業二六二一〇千円、林道整備事業三〇五〇千円、村道舗装事業一七一七千円、消防施設拡充費七八千円、学校プール建設事業費七三七一千円。

昭和43年度泉崎村歳入歳出予算総括表

| 入 | | 出 | |
|--------------|----------|----------------|---------|
| 歳 款 | 予 算 額 | 歳 款 | 予 算 額 |
| 1. 村 税 | 21,586千円 | 1. 議 金 費 | 3,077千円 |
| 2. 自動車税取得交付金 | 1 | 2. 総 務 費 | 23,334 |
| 3. 地 方 交 付 金 | 47,000 | 3. 民 生 費 | 2,115 |
| 4. 交通安全特別交付金 | 1 | 4. 衛 生 費 | 3,370 |
| 5. 分担金及負担金 | 150 | 5. 労 働 費 | 199 |
| 6. 使用料及手数料 | 1,045 | 6. 農 林 水 産 業 費 | 36,447 |
| 7. 国 庫 支 出 金 | 3,222 | 7. 商 工 費 | 394 |
| 8. 県 支 出 金 | 27,041 | 8. 土 木 費 | 9,634 |
| 9. 財 産 取 入 | 420 | 9. 消 防 費 | 2,770 |
| 10. 寄 附 金 | 2,286 | 10. 教 育 費 | 25,004 |
| 11. 繰 入 金 | 4,000 | 11. 公 債 費 | 7,062 |
| 12. 繰 越 金 | 6,000 | 12. 予 備 費 | 4,083 |
| 13. 諸 収 入 | 1,237 | | |
| 14. 村 債 | 3,500 | | |
| 歳 入 合 計 | 117,489 | 歳 出 合 計 | 117,489 |

設置し設備陣容等を整い、四月四日入園式を挙行いたしました。

園児達も毎日父兄や小学生につられて元気に登園してはいますが、交通の頻繁な方部の方々は特に入学入園児童の安全に御協力下さるようお願いいたします。

なお幼稚園の教職員は次のとおりであります。

泉崎幼稚園

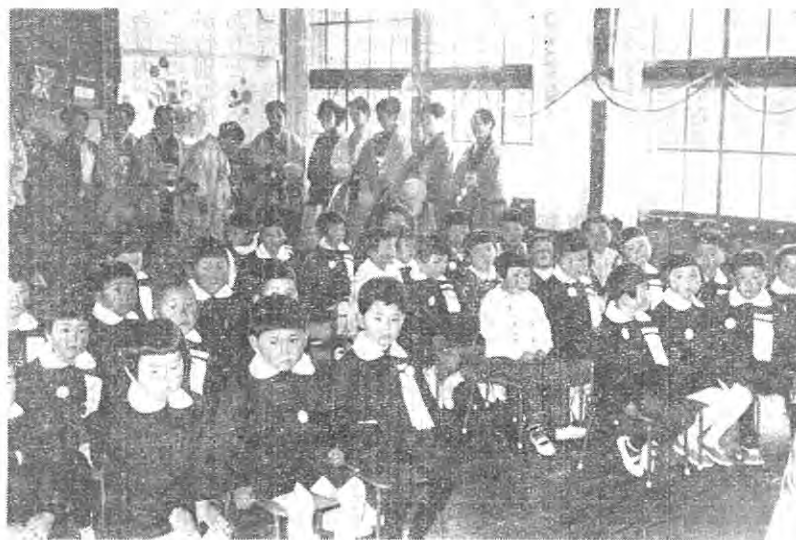
園 長 石井 亘
 (一小学校長)

分園長山野辺幸一
 (二小学校長)

教諭 根本美津枝
 (ばら組担任)

助教諭 小針米子
 (さくら組担任)

教諭 穂積比佐恵
 (分園 ひまわり組担任)



助教諭 小針千寿子
 (事務及び分園兼務)

県知事選挙投票日 四月二十五日

▲午前七時～午後六時▼
県知事選挙は四月二十五日県下一斉に行なわれます。

村では従前通り七つの投票所で行ないますが、選挙は私たちの政治に参加する唯一の機会ですから棄権をしないで必ず投票しましょう。今度の選挙は県民一人一人の意志を県政に反映させる大切な選挙です。よく見、よく知り、よく考えて、立派な人を選びましょう。

◆不在者投票◆
投票日にやむを得ない用事があ

貨物自動車の使用

村有貨物自動車(ダンプ)使用について次のような使用内規を設けましたのでお知らせします。

村内貨物自動車使用内規

(目 的)
第一 この内規は景崎村の所有する貨物自動車の使用に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の許可)
第二 貨物自動車を使用するときは、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。

| 使用時間 | 弁 償 額 | 備 考 |
|------|--------------|---|
| 1 日 | 8,000 | 1) 片道走行料以上とし回数が5回以上の場合。但し4回以下の場合には回数による。 (2) 県内にて1日を要すると認めた時、但し県外は別項による。 |
| 半 日 | 4,000 | (1) 片道10軒以内にて回数が3回以上の場合。 (2) 2回以下の場合には回数による。但し県外は別項による。 |
| 1 回 | 1,000 | 村内、但し山砂利運搬で太田川より旧川崎地内 |
| 1 回 | 1,200 | 村内、 関平地内 |
| 1 回 | 1,800 | 白河市、西郷村、東村、中島村、矢吹町、表郷村、大信村、鏡石町内。但し西郷甲子及大信上小屋を除く。 |
| 東京都内 | 15,000 | 東京都内1回、但し運転手宿泊料及日当を含む。 |
| 県 内 | 2,000～5,000 | 県南及中通り、但し運転手日当を含む |
| " | 5,000～10,000 | 浜通り及会津方面 |
| 県 外 | 3,000以上 | 運転手日当を含まず。但し運転手宿泊ある時はそれを加算する。 |

つたり、病氣、出産などで投票所へ行けない人は、四月二十四日まで役場で不在者投票ができません。

◆代理投票◆
字を知らなかつたり、手にけがをして字を書けない人は係に申し出ると代筆してもらえます。

◆点字投票◆
目の見えない人は点字投票もできます。

泉崎村国民健康保険被保険者証の検認がまだすんでない方にごこのことについて検認規則により昭和三十七年を初年として二年ごとに被保険者証の検認を行うことになつており、本年三月が当該

(費用弁償)

第三 前項により許可を受けた者は次に掲げる事項により費用の弁償をしなければならぬ。
2、村長は上記の各項に該当する場合は前項の弁償額を減免することが出来る。

- イ、公共建築物で消防施設、公民館、学校、診療所。
- ロ、五人以上で行う共同作業所
- ハ、泉崎村に三ヶ月以上居住する者の住宅及び附帯施設が災害によりその復旧に必要な骨材で、住宅については三台以内、又非住家については二台以内。
- ニ、その他村長が特別の理由ありと認めた場合。

(弁償額の支払)

第四 貨物自動車の使用願を出るときは第三に基づき弁償額の納付した納付済証を添付するものとする。

附 則

この内規は昭和四十三年四月一日から施行する。

慶 弔 欄

出生おめでとごさいます

| 名前 | 父名 | 住所 |
|-------|----|--------|
| 中野目 啓 | 正勝 | 字長峯1 |
| 長久保恵子 | 重行 | 〃 3ノ8 |
| 三村 一弥 | 緩 | 字椀内45 |
| 穂積 真澄 | 一郎 | 字中ノ内37 |

謹んでお悔み申上げます

| 氏名 | 才 | 住所 |
|-------|----|--------|
| 菊地 フヨ | 72 | 字堂ノ下27 |
| 矢内 信儀 | 72 | 字踏瀬27 |

住民基本台帳法等の施行について

このたび住民基本台帳法および住民基本台帳法施行令が昭和四十二年十一月十日から施行されることになり、わが村でもこれが台帳作成のためすでに一月に住民の実態調査を行い、一月の下旬より作成にかかり三月末日で作成の完了を見ました。住民基本台帳とは今迄の住民票にかわるもので其中で国民年金加入、国民健康保険、選挙人名簿登録、米穀配給等も記入されて居ります。これと云うのも今迄の窓口では国保、国年、戸籍等窓口が多くなつて居りましたが、これからは一ヶ所の窓口ですべての届書が取り扱われる様になりました。これがために転入、転出の場合には必ず国民年金及び国民健康保険に加入して居る人は、年金手帳、健康保険者証を添えて手続きされる様御願ひ致します。

役場人事異動

四月一日付で次の通り異動がありましたのでお知らせします。

- 住民課長 岡部 清(教委)
- 総務課勤務 佐藤 宏(国保)
- 診療所 北住一良(診療所)
- 診療所 鈴木義勝(総務課)
- 国保係 小室憲整(国民年金)
- 住民課 室 隆一(産業課)
- 産業課 常松和夫(住民課)
- 教育委員会勤務

総務課付 箭内庄吉 田崎二二(税務課)

泉崎村方部農業研究会が設置さる

昭和四十三年度より泉崎村において各方部毎に左記要領に依り農業研究会を設置することになりました。つきましてはこの会に入会するなり、この会を利用して農業生産に御精進下されるよう望んでおります。

記

泉崎村方部農業研究会設置要領

- 第一 目的 この要領は村が地域農業の振興をはかるため村内各方部毎に農業研究会を設置し、農業生産力の増大を図ることを目的とする。
- 第二 この会は村内各方部毎に夫々各一組織するものとする。
- 第三 この会は村内に居住を有する年令十六才以上、五十才未満の農業に従事する者二十名以上をもつて組織するものとする。但し村長が適当と認める場合はこの限りでない。
- 第四 この会は○農業研究会と称するものとする。
- 第五 第二に定める村内各方部とは概ね次の通りとする。
瀬知房、関和久宿、北平山、極富、泉崎原、宿館、大田川、踏

三ヶ月の天候予報

四月～六月の天候予報

【概況】 四月から五月は太平洋高気圧が強まり暖かな日が多い見込みですが、四月は変動がやゝ大きく、特に四月下旬から五月上旬にかけておそ霜のおそれがあります。なお四月から五月中旬の総雨量は大体平年並みに見込まれますがやゝ少ない地域もあります。六月は梅雨前線の活動がやゝ活発になり一時低温が予想され雨量は会津ではやゝ多くなりそうです。

【気温】 (四月) 中旬はおおむね高めの日が多い見込みですが、上旬と下旬は寒暖の変動がやゝ大きく特に下旬から五月初めにかけておそ霜のおそれがあります。月平均では中通り浜通りは平年並みとなる見込みです。

(五月) 暖かな日が多く特に上旬後半から中旬にかけて一時かなり高い日も現われるでしょう。従つて月平均ではやゝ高い見込みで

瀬、高根、入中、但し村長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

第六 この要領に定めのない事項は村長が別に定めるところによるものとする。

附 則

一、この要領は昭和四十三年四月一日より施行する。

昭和43年度村税 納入のお願い!

昭和四十二年度も終り、いよいよこの四月より昭和四十三年度の村税納入が始まる訳ですが、納税義務者の皆様には常日頃納税の重要性をよく御理解下され、御協力

戴いておりますことを厚くお礼申し上げますと同時に今年度も何分の御高配をお願いいたします。さて、皆様に納付して頂く村税には村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税がございまして夫々税法や村税条例の定めるところにより計算課税されていますことはよく御承知のことと思いますが、御不審の点はその都度税務課に問合せ明るい納税をお願いします。

尚、納期は次の表の通りで、比較的四月、七月、十月、一月が各税が重なる関係上容易でないと思われまますので、心掛けてお忘れなく完納して下さい。

納期一覽表

| 納期日 | 税 目 | 期別 |
|--------|---------|----|
| 4月30日 | 固定資産税 | 1 |
| " | 軽自動車税 | 全 |
| " | 国民健康保険税 | 1 |
| 6月30日 | 県村民税 | 1 |
| 7月31日 | 固定資産税 | 2 |
| " | 国民健康保険税 | 2 |
| " | 国民年金 | 1 |
| 8月31日 | 県村民税 | 2 |
| 10月31日 | 県村民税 | 3 |
| " | 国民健康保険税 | 3 |
| " | 国民年金 | 2 |
| 11月30日 | 固定資産税 | 3 |
| 12月25日 | 県村民税 | 4 |
| " | 国民年金 | 3 |
| 1月31日 | 固定資産税 | 4 |
| " | 国民健康保険税 | 4 |
| 3月25日 | 国民年金 | 4 |

(六月) 顕著な低温の持続はない見込みですが、一時低温の時期もあり月平均ではおむね平年並みでしょう。

【降水量】 四月上旬は発達した低気圧が日本海側を通りやすいので天気の変動が大きく一時風雨の強い日がある見込みです。しかし中下旬の天気は周期的に変わり平年に比べて晴れの日が多いでしょう。月の総量は中通りではやゝ少なめの見込みです。六月は本、南岸沿いの梅雨前線の活動はやゝ活発になりますが、その活動は月の後半には日本海に移る見込みで月の総量は中通りは平年並みでしょう。

▲暖候期天候予報▼

今年の暖候は天候の変動が大きく五月を中心とした春の高温、梅雨期後半の低温や大雨盛夏期なのが雨傾向、初秋の低温などが予想されます。春、四、五月は中緯度の高気圧帯が張り出し平均気温は高めに経過しますが四月はやゝ変

動が大きく特に四月下旬から五月上旬にかけて晩霜のおりるおそれがあります。なお、この期間の天候は周期的に変わる見込みです。梅雨後半には北方の高気圧が強まり、また前線活動も活発となる見込みなので低温や局地的な大雨が懸念されます。梅雨明けは例年よりやゝおそく七月下旬ころから夏らしくなる見込みです。盛夏期は一般に雨は少なめの傾向がありますが、前線や台風の影響で雨量の多くなる所もありましょう。初秋は低温のおそれがありやゝ不順気味となる見込みです。台風は発生数は例年よりやゝ多く(三十～三十二回)日本本土に影響を与える台風は三～四回ほどは平年並みでしょう。

▲注▼ 今年も一九六〇年以降ひん発している異常気象がおこりやすいと考えられ、特に六、七月ころにはつきりした低温期も予想されますので、今後の三ヶ月予報や一ヶ月予報に充分注意してください。

高血圧の人の日常生活

◆高血圧とはこんな病気です◆
 心臓から押し出された血液のために動脈の内壁には常に一定の圧力がかかっています。これを血圧といいます。最高血圧と最低血圧があります。最高血圧一五〇ミリ以上、最低血圧九〇ミリ以上を高血圧といい、しびれ、めまい、のぼせ、不眠などの症状があらわれます。

- ◆日常生活での注意◆
- ①、肥満は高血圧の敵です。太っている人は体重減少させましょう。
 - ②、規則正しい生活
 早寝、早起き、食事時間は規則正しく、夕食は寝る時間より二時間前。

春さきの病気

◎ハシカについて

麻疹（ハシカ）が春に多くなる一つの理由は、いままで家庭にいた子供達が就学して、人ごみの中から感染する機会が多くなるからですが、最近、この病気を軽く考えるお父さんやお母さんがふえたことは、誠に残念です。昔はハシカは命定め！といわれたものですが、いまでも三才以前の子供がかかるのは危険です。元来、ハシカは全身病で、高熱がでたりして体が非常に衰弱しますし、肺炎や気管支炎、中耳炎などの余病も併発しやすいので、けつして油断はできません。また、いままでかくれていた結核が活動をはじめようということがありますから、熱がさがつても医師の許可があるまでは寝かせておくような、そういう慎重さが大切なことです。

◎三日ハシカについて

全身症状や発疹の程度はハシカより軽度ですが、やはり春に多い熱性伝染病です。おもに子供がかりますが、重い余病を起こすことはまずありません。

◎ジフテリアについて

この病気は冬ばかりでなく、春にも流行しますが、いち番多いのは咽頭ジフテリアで発見がおくれ、治療の時期をのがしたりしま

- ①三時間前にし、過労はさけましょう。
- ②、充分睡眠をとりましょう。精神的緊張や疲労をなくしましょう。
- ③、熱い風呂に入らないようにしましょう。
- ④、食事に気をつけること◆
 動物性脂肪はコレステロールが多く、ラード、ヘッド、マーガリンはさけ、植物油を使いましょう。天ぷら、フライなどもさけましょう。

- ②、魚、肉、乳について
 動物性脂肪を多く含む豚肉、鯨肉、多量の卵黄、脂こい魚（さば、まぐろ、さんま）はさけましょう。脂肪の少ない魚肉類、卵、とうふ、スキムミルク（脱脂粉乳）牛乳を食べましょう。
- ③、野菜、くだもの、海藻について

すと、恐ろしい続発生が起こり、非常に危険な状態になります。つまり、ジフテリア菌からでた毒素が、ときには心臓の筋肉をおかして、心臓マヒを起こすことがあるので、発病後一〜二週間ぐらいで死亡する例も珍らしくありません。したがって高熱がでて、ノドが痛むようなときには、カゼか扁桃炎だろう……などと、勝手に素人診断をしないで、すぐ医師の診察を受けることが大切です。予防法としては、いまでもなく乳児期から予防接種を受けておくことがいちばんです。

（保健婦）

村内学校職員異動

三月末の人事異動により村内学校職員の異動は次のとおりです。

◇転任

- △中学校▽
 校長 深谷 健
- 菊地 実 県学務課管理主事へ
- 関根 勲 白河二中へ
- 仁井田昌二 大屋中へ
- 中村 久子 白河中央中へ
- 鳴原 昌子 山形県へ
- 阪本 敬子 退 職
- 加藤美智子 退 職
- △第一小学校▽
 穂積 寿男 大波小へ
- 宮田 静枝 安達平石小へ
- 根本 英 矢吹小へ

- ④、ご飯、いも類について
 余分な糖質（ご飯、めん、いも類）の食べすぎは体の中で脂肪にかわり高血圧、心臓病、肥満のもとになります。
- ⑤、塩について
 塩辛いものは血圧を上げ、食べるご飯の量も増え、栄養のバランスがくずれます。

※健康な人の食塩の必要量は一二〜一五gです。味付は一般の半分におさえましょう。
 ・塩一gに相当する調味料
 塩 一g 米粒半分大
 味噌一〇g 梅干大
 醤油 五cc 小サジ一・五杯

（保健婦）

△第二小学校▽

- 小林シタ子 退 職
- 校長 緑川 武 中島中校長へ
- 松川 昭三 白河一小教頭へ
- 古山 トミ 退 職

◇着任

- △中学校▽
 校長 鈴木 正 川東小より
- 教頭 茨木竜信 白河中央中より
- 吉田 良男 中島中より
- 大沢 祐一 湯本三中より
- 山田千恵子 西郷一中より
- 荒井 スイ 白河中央中より
- 藤原 常甫 新 任
- △第一小学校▽
 田崎 イチ 矢吹小より
- 室井 信行 大里小より

△第二小学校▽

- 校長 山野辺幸一 信夫二小より
- 石塚美千雄 表郷二小より
- 赤沼アヤ子 矢吹小より

へリコプターによる防除事業

このことについては、只今東地区の関和久地内の約三百ヘクタールの水田を計画中であり、細倉、無内も含め約八十%の申込同意を得ましたが、この事業は百%の同意がないと反当り経費も割高になりますので全員農事、組合長さんを通して役場に申込み下されましよう望みます。なお細部については役場、共済、農協の係へおたつねください。